

国際世論は死刑廃止を要求するか？

～最近の傾向に即して～

1997年6月4日

寺中 誠

1 国際法的な側面

W. Schabas, "The Abolition of the Death Penalty in International Law" Grotius, 1993 冒頭

「この本は 50 年前には書かれることはなかったろう。そのころにはまだ、この本が対象とするような現象は存在していなかったからだ。死刑を廃止したり制限したりする国際基準の登場は、明らかに世界大戦後の現象である。」

世界大戦後の国際的な死刑廃止への傾向は、主にナチスへの反省から生まれた。特にこの時点では中南米諸国の主張が大きい。

世界人権宣言3条(1948年)

自由権規約6条(1976年)

上記の二つの国際基準は、死刑に関する国際規約として一対をなしている。

1947年の国連人権委員会では、世界人権宣言の起草課程で出た英国からの要求を自由権規約の草案として取り上げた。これが、生命権規定の例外規定としてのICCPR6条の原型である。

世界人権宣言と自由権規約の起草課程での議論を見ると、米ソの両国は、死刑を含めないよう強く主張し、それに中南米諸国が強く反発するという傾向が見て取れる。また、ここでは、死刑廃止がニュルンベルグ裁判の経験に依るものだとの認識も示されている。平和時の死刑のみを禁ずるというオプションも検討されたが、それは最終的に自由権規約にあるような形で残された。

ただし、1982年7月、自由権規約委員会はICCPR6条の解釈について、同条文を死刑廃止を目指すものとして解釈すべしとの一般的意見を採択している。これは国際法上、解釈基準として、すでに定立されている。(なおICCPR6条の6も参照)

最近のEUに関するロシアの動きなどに見られるように、死刑廃止ということ自体、かなり政治的なプロパガンダとして利用される傾向がある。この政治性という性格には十分に配慮すべきだろう。(寺中:政治情勢と死刑:自由と正義1991年10月号、同:政治的文脈のなかの死刑:インパクション80、1993年)

1989年12月、死刑廃止を目指すICCPR第二選択議定書が採択、90年7月に発効。

1997年4月3日、国連人権委員会が、死刑廃止決議を採択:日米、マレーシアら反対票。

採択の際には7項目からなる修正案(事実上の無効化を要求するもの)が示され、一項目ずつ審議し、最終的に修正案はすべて否決。賛成多数で採択された。

2 刑事政策の国際化

犯罪の国際化 刑事政策の国際化

「国連は1950年12月の国連総会決議により、国際刑法監獄委員会(International Penal and Penitentiary Commission)から主要な機能を委嘱され、犯罪防止会議(Congress of the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)を五年毎に開催することになった。はじめは政府間会議というよりも専門家会議という色彩の強いものであった。完全な政府間会議になったのは1980年の第6回会議からである。(1990年のハバナ会議では国連犯罪防止刑事司法プログラムの再検討が求められた)1991年12月の国連総会は、再検討の最終案としてまとめられた「国連犯罪防止刑事司法プログラムの原則と行動計画宣言」を決議の中に取り込んだのである。改革の主要点は、経済社会理事会の補助機関にすぎない専門家会議であった従前の犯罪防止規制委員会(Committee on Crime Prevention and Control)を廃止し、新たに経済社会理事会の機能委員会としての犯罪防止刑事司法委員会(Commission on Crime Prevention and Criminal Justice)を創設したことである。」(日野正晴・第9回国連犯罪防止会議の概観:ジュリスト1077、1995より。)

政府代表による Commission および事務局たる Division の運営。NGO の排除。
日本、米国を中心に、自国の刑事政策を国際基準にしようとする新たな潮流の登場。

「犯罪の国際化」

外国人流入に関する反応	外国人の逮捕者数の増大(都内では総数の約12%)
国外犯問題の再燃	レバノンの連合赤軍逮捕など(刑法5条の問題など)
犯罪人引き渡し問題	張振海事件(1989年)、スウェーデンの引渡拒否の事例
薬物、経済犯罪等の国際取引	組織的犯罪対策法案の提出など

一方で、「犯罪の国際化なのか、それとも特定の施策が先にあるのか」の疑問も。
また、入管法、難民認定手続の問題が微妙に絡むようになってきている。

国際基準に達する刑事政策の実現(=国際的な人権基準)

国連被拘禁者処遇最低基準、保護原則、リヤドガイドラインなどのスタンダード類。
拷問禁止条約、個人通報選択議定書(ICCPR 選択議定書)、死刑廃止議定書等の条約。

日本は、上記各国際人権基準の多くを批准していない。また、処遇状況などをめぐる事項について、93年の自由権規約委員会の政府報告書の審議で、多くの NGO からの批判を受けた。
(日弁連カウンターレポート等)

日本の市民レベルでの国際的運動の性格

「一方、「国際人権活動」ということばは二つのタイプの運動を指すために使われる。一つは、民主化運動の弾圧、人種や宗教にもとづく抑圧、貧富の差にもとづく劣悪な生活状況など、もっぱら他国の問題を扱う分野である。ここに登場するのは海外支援型の運動であり、国内の人権運動とは異質のものであると思われる。(中略)むろんその一方で、国内の人権問題を国際的に知らせていこうとする動きもある。(中略)この場合は、日本の人権問題に対して「外圧」を期待するということに重きをおいている。(中略)これまでの活動は、国際的な圧力を呼び込もうとするか、あるいはとりあえず国際的な潮流に合わせておくだけのものだった。しかし国際人権運動は、決して世界を利用したり、世界の潮流に合わせてたりするだけのものではない。日本での人権活動もまた、国際的な活動を決定し、形づくり、推進していく主体なのである。(中略)国内の人権問題と国際的な人権との間に溝をつくるような状況は、市民運動としての人権団体自身を変えていくしかないのである。」(寺中&北井:国際人権活動には何ができるか:法学セミナー1991年1月号より)

90年以降、「犯罪の国際化」キャンペーンと、「人権の国際化」キャンペーンが、拮抗する形で提起される形になっている。「人権の国際化」の流れは、「刑事政策の国際化=人権擁護」とこれまでは比較的単純に捉え、ある意味では一方的な批判勢力として存在してきたが、「犯罪の国際化 刑事政策の国際化」の流れが出てくるにおよび、概念の転換への対応を迫られている。

3 死刑の問題は国家を越えるか？(私見)

どの程度の刑罰までは受け入れるか、という人権の問題:

(批判)国際法上で問題となっているのは、制度的な「死刑」というよりは、むしろ政治的処刑のような問題であるはず。(回答)恣意的殺害等に関しては別途特別報告者らが任命されており、別プロセスで扱われている。現実には、この分野で国際法が問題にしようとしているのは、刑事政策の標準化である。政治的処刑などに対しては、現段階ではむしろ当該国自身の対応を期待するのが先であり、それが不可能となった場合に常設の国際刑事裁判所等の機関によって対応することなどを考えている。むろんこうした手続においても刑事政策の標準に則ることが求められる。

かつて身体刑や拷問が禁止されたように、ある程度以上の刑罰は受け入れないとする方針を認めることは、市民社会成立の基礎ともなっている。同時に市民社会は集団リンチの場でもないから、刑罰は必然的に、必要最小限にとどめられるべき。死刑の問題も、人の生命を刑罰というシステムの対象物とするべきでないという、市民社会のルールの問題として、受け入れるかどうかを判断すべき。それが「死刑は人権侵害である」というテーゼが持つ意味である。

国家権力の特殊性と、それを越える国家間の標準化という問題:

(批判) 刑事政策の標準化という点では、各国の国民感情等にも配慮し、文化的背景も考慮した取り扱いが必要で、そもそも国家間の標準化という形式はなじまない。(回答) 国家権力は、市民社会実現のためのさまざまな方策を考案、実施する責任があるが、その責任はその国民に依拠するだけでなく、他の国家との関係によっても規律される。それが国際法の存在理由でもある。刑事司法の仕組が各国ごとに違うのは事実だが、その中で、可能な限りの標準化を志向することも必要である。そうした標準化として、捜査、裁判、刑罰、処遇などの面での基準が提示されている。これらの基準の策定の際には、一国、また一時的な感情にとどまらない、国際的な広がりを持った市民の意見を拾い上げる努力が必要であり、そのためにNGOの参加が欠かせない。

日米をはじめとするいくつかの政府が進めつつある「犯罪の国際化 刑事政策の国際化」の流れでも同様の理論構成をとると思われる。組織的犯罪対策立法に関する立法理由などは、正式に「他国との協調」という理由を掲げているし、薬物犯罪、マネーロンダリングなどについても同様である。監獄法改正(拘禁4法)も、「行刑の国際化」を掲げた。

この論点は、したがって諸刃の剣という側面がある。それに対する安全装置として考え得るのが、NGOの関わりという部分である。逆にそれがあるからこそ、犯罪防止規制委員会の設置などによる動きの中で、NGO排除という傾向が生まれたのだと指摘することもできる。

政治的なバランスの問題:

(批判) 国連等の機関は、国家間の政治闘争の場でしかない。そのような中で強国が主導して作り上げた国内問題に関する標準を押し付けられるいわれはない。(回答) 国連等の機関は、国家間の政治的駆け引きを、一定のルールにしたがって解決するために組織された。その中で、可能な限りフェアな国際標準を生み出すことが求められている。国家という枠を越えて刑事政策の標準化が目指されている現在の状況では、このフェアな国際標準をいかに生み出すのかという手法の問題として政治的なバランスの問題を捉える必要があるし、そこにどのようにして「国際標準を担うべき市民像」を組み込むかということも考えざるを得ない。

「アジア的人権」テーゼ: 中国やマレーシアがたびたび用いる論法。

主要な内容として、人権概念が西洋的価値観の押し付けであるという主張がされる。

アジア的人権は、「西洋的価値観」とされるものに対する反発として形成されており、それ自体としては無内容。ただ、この用語が一定の力を持っているのは、国連等の舞台で国際標準を扱う場合に強力なアンチテーゼとして利用されるからである。もちろん、その反面、それぞれの国内の法習慣や文化との関係を協調することで、「文化相対主義」の拠り所ともなっている。

(国連人権委員会第 53 会期 1997/12 決議) 【寺中 誠暫定訳】
国連人権委員会は、

【前文】

生命権を保障した世界人権宣言 3 条、自由権規約 6 条、子どもの権利条約 6 条および 37 条 a を想起しつつ、

死刑に関する 1971 年 12 月 20 日の国連総会第 2857(XXVI)決議、1977 年 12 月 8 日の国連総会第 32/61 決議、
そして「死刑廃止にむけた市民的および政治的権利に関する国際規約第二選択議定書」を採択し、その批准、参
加、署名を開始した 1989 年 12 月 15 日の 44/128 国連総会決議を想起しつつ、

また経済社会理事会の 1971 年 5 月 20 日 1574(L)決議、1973 年 5 月 16 日 1745(LIV)決議、1975 年 5 月 6 日
1930(LVII)決議、1984 年 5 月 25 日 1984/50 決議、1985 年 5 月 29 日 1985/33 決議、1989 年 5 月 24 日 1989/64
決議、1990 年 5 月 24 日 1990/29 決議、1990 年 7 月 24 日 1990/51 決議、1996 年 7 月 23 日 1996/15 決議も想
起しつつ、

さらに死刑および死刑に直面した者の権利の保護のための保護原則の執行に関する国連事務総長報告
(E/CN.15/1996/19)が、死刑廃止に向けた明確な変化が見られると指摘したことを想起しつつ、

旧ユーゴスラビアとルワンダのための国際刑事法廷が適用できる刑罰から、死刑を除外したことを歓迎しつつ、

自由権規約委員会が、自由権規約 6 条についての 1982 年 7 月 27 日の一般的意見 6 の中で、死刑を廃止するこ
とが強く望まれており、死刑廃止のためのあらゆる手段は生命権実現への過程であることを確認するということから、
条文中の諸規定は死刑廃止を目指すものであると述べたことを歓迎しつつ、

いくつかの国では、自由権規約や子どもの権利条約の規定による制限を無視して死刑が適用されていることを極め
て憂慮しつつ、

死刑適用している国のいくつかは、経済社会理事会 1984 年 5 月 24 日の 1984/50 決議の付則となっている死刑に
直面する者の権利保護のための保護原則を考慮していないことを憂慮しつつ、

死刑の廃止が人間の尊厳を広め人権の段階的な発展に寄与することを確信しつつ、

【決議本文】

- 1 自由権規約第二選択議定書をまだ批准していない自由権規約の批准国すべてに、その批准を呼びかける。
- 2 死刑をいまだに維持しているすべての国に対し、自由権規約と子どもの権利条約の定める義務にしたがい、極
めて残虐な犯罪以外には死刑を適用しないこと、18 歳に満たない者の犯行に対して死刑を適用しないこと、妊婦を
死刑から除外すること、宣告された刑の減刑ないし恩赦を得る権利を確保することを求める。
- 3 死刑をいまだ存置するすべての国に対し、経済社会理事会 1984 年 5 月 24 日の 1984/50 決議の付則となっ
ている死刑に直面する者の権利保護のための保護原則を遵守するよう求める。
- 4 死刑をまだ廃止していないすべての国に対し、死刑相当犯罪の数を段階的に制限するよう求める。
- 5 また、死刑をまだ廃止していないすべての国に対し、死刑を完全に廃止するという見通しのもとに、死刑執行の
停止を考慮するよう求める。
- 6 国連事務総長に対し、各国政府、各種専門機関、政府間組織、NGO と協議の上、死刑および死刑に直面する
者の権利保護のための保護原則の執行に関する 5 年毎の事務総長報告への年次追加報告として、世界中の死刑
に関する立法と実務の変化を、国連人権委員会あてに提出するよう求める。
- 7 いまだ死刑を存置する国に対し、死刑適用に関する情報を公にするよう求める。
- 8 この問題についての審議を、次期の第 54 会期においても今回と同様の議題として継続することを決議する。